

学務課

区民の区域外就学の状況について

1 区民の区域外就学の件数

36件（令和2年4月～11月）

2 区域外就学の事例について

区域外就学になるケースは、学期や学年の途中で港区へ転居したが、年度末の区切りのよいところまで、前の学校に継続して通学するというものが多い状況です。

他の例としては、子の保護者が親族等の看護や介護等で一時的に住民登録を置いたまま居所を変更する場合にも、区域外に就学する場合があります。また、地方と都市で子ども育てたいという場合もあります。

今年度の特徴としては、新型コロナの状況から一時的に居住の場を変更する状況も見られました。

3 区域外の就学の指定

児童等の住民登録地以外の市区町村の学校に児童等を就学させることについては、児童等の居住実態を受入れる側の教育委員会が居住を確認し、区教育委員会と協議の上、学齢簿に搭載することで就学校を指定しています。

4 教育上の影響等について

区内転居後も前住所地の学校に通学する場合は、学習面や周囲の人間関係も維持できますが、通学経路等の変更による安全面への配慮等が必要になります。

区立学校から区外の学校へ転校になる場合は、就学先の特色ある教育を経験できる一方、教科書等の変更や各科目の授業の進捗状況の違いによる学習面への影響等、学習進度の調整が必要となり、個別の補習等が必要な場合は、子および教職員への負担が考えられます。

また、指導に関する記録や評価・評定その他、学校の学期制の違い、児童・生徒の環境の変化へ適切に対応するため、学級担任を中心とした校内のサポート体制等が必要になります。